

平成 28 年 4 月 4 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 増 田 明 世
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 広報 I R グループ長 吉川 到
(TEL. 03 - 5770 - 1520)

当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社子会社の日本 E R I 株式会社（以下「日本 E R I」といいます。）が平成 22 年 6 月 28 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」で開示いたしました、医療法人ワカサ会から提起された訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）に関し、平成 28 年 3 月 30 日付（判決書の送達を受けた日：平成 28 年 4 月 4 日）にて判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

(1) 裁 判 所 : 広島地方裁判所

(2) 判 決 年 月 日 : 平成 28 年 3 月 30 日

(日本 E R I が判決書の送達を受けた日 平成 28 年 4 月 4 日)

2. 本件訴訟の当事者の概要

(1) 子会社（被告）の概要

①名 称 : 日本 E R I 株式会社

②所 在 地 : 東京都港区赤坂八丁目 5 番 26 号

③代表者の役職・氏名 : 代表取締役 馬野 俊彦

(2) 相手方（原告）の概要

①名 称 : 医療法人ワカサ会

②所 在 地 : 広島県広島市東区東山町 15 番 1 号

③代表者の役職・氏名 : 理事長 若佐 直定

3. 判決に至るまでの経緯

本件訴訟は、原告が広島市西区に開業を予定していた介護老人保健施設について、構造上の基本的安全性を欠くため、建て替えが必要になった等として、日本 E R I 他、当該施設的设计・監理会社及び建設会社に対し損害賠償を求めていたものです。日本 E R I は、構造上の不整合を看過したとして、20 億 3,921 万 6,822 円及び内金 20 億 1,921 万 6,822 円に対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年 5 分の割合の金員の支払いを求められておりました。

これに対し、日本E R Iは、当該損害賠償請求を受けるべき理由は無いとして、裁判で正当性を主張してまいりました。

4. 判決の内容

日本E R Iに関する判決は以下のとおりであり、同社の主張が全面的に認められました。

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

5. 今後の見通し

原告より本判決に対する控訴が提起された場合には、引き続き日本E R Iの正当性を主張してまいります。なお、本判決による当社連結業績への影響はございませんが、今後、開示が必要となる事項が判明した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上